



福岡医発第 899 号 (地)
令和 2 年 6 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス抗原検出用キットの供給に関する調整等について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記の件につきましては、令和 2 年 6 月 16 日付け福岡医発第 827 号 (地) にて貴会宛てご連絡いたしました。

同通知において、本県における新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査の実施医療機関については、県行政より連絡があり次第改めてご通知することとしておりました。

今般、別添のとおり福岡県保健医療介護部より、現在、行政検査として抗原検査を含む新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施する医療機関を、原則として、帰国者・接触者外来、感染症指定医療機関、入院協力医療機関、救急患者を受け入れる二次、三次救急病院及び大学病院としている旨の通知がありましたが、上記通知のとおり厚生労働省からの供給先 (地域、医療機関) の優先順位等の取扱いが廃止されたことを受け、今後、その他の医療機関が行政検査を実施することについても検討するとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員の周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

2 疾病第 1 5 0 9 号
令和 2 年 6 月 1 8 日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部)

新型コロナウイルス抗原検出用キットの供給に関する調整等について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

なお、本県では現在、行政検査として検査を実施する医療機関を、原則として、帰国者・接触者外来、感染症指定医療機関、入院協力医療機関、救急患者を受け入れる二次、三次救急病院及び大学病院としていることを申し添えます。

－問合せ先－
保健医療介護部
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
TEL 092-643-3268 FAX 092-643-3697

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 8 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス抗原検出用キットの供給に関する調整等について（その 2）

新型コロナウイルス抗原診断キットの供給等については、これまで「新型コロナウイルス抗原検出用キットの供給に関する調整等について」（令和 2 年 5 月 14 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「5 月事務連絡」という。）に基づき対応頂いているところですが、当該キットの供給量及び全国の実患者発生状況等を踏まえて、本日より、5 月事務連絡を廃止するとともに、改めて下記のとおりとしますので、各都道府県等におかれては、管内医療機関への周知を図るようお願いいたします。

なお、今後の当該キットの供給量及び全国の実患者発生状況に応じて、下記の取扱いから変更がある場合は、別途連絡します。

記

- 1 新型コロナウイルス抗原診断キットの供給先ごとの優先順位等を定めた 5 月事務連絡を廃止することに伴い、当該キットの供給を希望する行政検査の委託契約を締結している（あるいは締結を予定している）医療機関等は、当該キットにかかる各地域の販売代理店等に連絡すること。
- 2 当該キットを用いた抗原検査については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 3 月 4 日健感発 0 3 0 4 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。6 月 2 日最終改正。）及び「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」を行う医療機関における行政検査の委託に関する契約等について」（令和 2 年 5 月 14 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）のとおり、引き続き、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査として行うこととなるため、都道府県等と検査を実施する医療機関との間で委託契約を締結する等の必要があること。

【問い合わせ先】

厚生労働省 新型コロナウイルス対策推進本部
・技術総括班 岩本、岩佐